

財務状況

1 貸付金・貸付残高推移

(1) 財務の状況

(ア) 残高の状況

融資の残高については、2008年度の7兆2,500億円から、2018年度には13兆7,200億円規模に拡大。とくに2014年度には14兆4,700億円に達し、輸銀時代から通じて史上最高の残高に達した。

この中で大きな割合を占めていたのは、M&A ツーステップローンが急激に伸長した一般投資金融であり、直近では全体の40%以上を占めている。続いて大きい割合を占めているのは、大型案件があった資源投資で30%以上を占め、2014年度以降は投資金融だけで全体の出融資残高の80%以上を占めるようになっている。

金額は小さいものの、伸び率という点で顕著に拡大したのは出資であり、2009年度の443億円から、2018年度には2,927億円と6倍以上の拡大を見せた。保証残高はサムライ債保証等の実施により2008年度の1兆6,503億円から2018年度には2兆4,933億円に拡大している。

なお、2016年度に始まった特別業務勘定の残高は図表2-58のとおりであり、いずれも輸出金融に係るものである。

(イ) 採算の状況

採算については、日本政策金融公庫への統合後も順調に利益を計上した。とくに2014年度には輸銀時代から通算しても史上最高の約1,262億円の当期純利益を計上した。これに伴い順調に国庫納付も継続しており、2009～2019年度の国庫納

図表2-55 一般業務勘定融資残高推移 (億円)

年度	貸出額 ①	回収額 ②	貸出純増減 ①-②	貸出残高
2008	17,851	10,952	6,899	72,501
2009	26,134	8,400	17,734	87,738
2010	12,921	10,211	2,710	83,944
2011	10,903	12,852	△1,950	81,224
2012	25,826	12,113	13,712	105,852
2013	23,637	11,211	12,425	126,949
2014	22,477	21,999	478	144,706
2015	20,614	21,650	△1,036	136,490
2016	21,819	13,992	7,828	144,416
2017	16,871	18,399	△1,528	136,567
2018	14,089	18,756	△4,667	137,247

(出典) 本行作成

図表2-56 一般業務勘定出資残高推移(億円)

年度	出資払込額	出資回収額	出資残高
2008	303	0	306
2009	136	1	443
2010	268	8	727
2011	74	61	703
2012	172	30	1,002
2013	854	51	1,871
2014	309	125	2,224
2015	425	645	1,949
2016	185	45	2,159
2017	399	180	2,627
2018	425	146	2,927

(出典) 本行作成

付額は合計約3,957億円に上った。中でも2014年度の約637億円は、輸銀時代から通算しても過去最大の国庫納付額であった。これは、2012～2014年度の承諾実績が大きく、それに伴って残高も拡大、利益水準が大きくなったためであった。

他方、日本政策金融公庫への統合後、2008年度下期より会計が企業会計原則に準拠するようになり、国庫納付額も企業会計ベースで計算されることになった。そのため、国庫納付額は貸倒引当金の増減に大きく左右されるようになった点に留

意が必要である。

たとえば2014年度に史上最高の利益と国庫納付を達成した一方、翌2015年度は当期純利益約428億円（前期比66%減）、国庫納付額も約214

億円（同66%減）と大きな変動が生じたが、これは2015年度の貸倒引当金が約528億円も増加したことが主要因であった。

図表 2-57 一般業務勘定保証残高推移 (億円)

年度	残高
2008	16,503
2009	19,771
2010	24,433
2011	23,783
2012	24,007
2013	24,227
2014	25,723
2015	24,647
2016	23,851
2017	22,603
2018	24,933

図表 2-58 特別業務勘定出融資保証残高推移(億円)

年度	金融種類	残高
2017	輸出金融	10
2018	輸出金融	53

(出典) 本行作成

(2) 新JBICの会計上の特徴

株式会社形態を採用した日本政策金融公庫への統合により、新JBICの会計は企業会計原則に従うことになった。ただし、日本政策金融公庫（そして基本的にその組織形態を引き継いだ新JBIC）には、企業会計原則にはないいくつかの特徴があった。

(ア) 勘定区分を持つこと

複数の業務の勘定を有していた日本政策金融公庫はもちろん、新JBICも駐留軍再編促進金融勘定や特別業務勘定という勘定区分を持つため、勘定別財務諸表を作成することが必要であった。加えて取締役の報酬や、共通管理部署勤務の職員給与など、共通経費を各勘定に配分するルールが必要であり、そのため、会計省令（「株式会社日本政策

(出典) 本行作成

図表 2-59 一般業務勘定における採算の状況一覧

(百万円)

年度	利益	損失	貸倒引当金 洗替前損益	貸倒引当金 増減額	貸倒 引当金	繰入率 (千分比)	累積率 (千分比)	当期 純利益	利益準備金 積立金	利益 準備金	国庫 納付金
2008	233,899	198,407	35,492	△12,490	126,500	△ 1.72	17.47	47,982	23,991	726,012	23,991
2009	196,567	144,506	52,061	18,854	145,354	2.15	16.57	33,207	16,604	742,615	16,604
2010	197,644	147,577	50,067	△8,716	134,418	△ 1.04	16.05	58,783	29,392	772,007	29,392
2011	191,552	149,183	42,370	△10,146	124,271	△ 1.25	15.32	52,516	26,258	788,314	26,258
2012	217,042	139,051	77,991	14,620	138,892	1.39	13.16	63,370	31,685	820,000	31,685
2013	216,103	134,742	81,361	△10,006	128,885	△ 0.79	10.18	91,367	45,683	865,683	45,683
2014	249,567	136,772	112,795	△13,393	115,493	△ 0.93	8	126,188	63,685	929,368	63,685
2015	240,049	144,506	95,543	52,770	168,263	3.9	12.43	42,772	21,386	800,754	21,386
2016	294,736	199,187	95,550	53,856	222,036	3.76	15.52	41,694	20,847	821,601	20,847
2017	389,610	275,804	113,806	51,506	273,542	3.81	20.24	62,300	31,150	852,752	31,150
2018	476,756	404,209	72,548	19,497	293,039	1.44	21.59	53,051	26,525	879,277	26,525

- (注) 1. 2008年度分は前身行含めた通期の値。
 2. 利益準備金は翌年度期首の金額であり、利益準備金積立金及び国庫納付金は翌年度利益処分における金額である。
 3. 貸倒引当金については洗替方式である。
 4. 2008年度下期より特殊法人等会計基準財務諸表から企業会計原則に基づく財務諸表に移行。
 5. 2016年度利益準備金からは、一般業務勘定及び特別業務勘定の設立に伴う既存資産等の整理の結果、既存の自己資金の一部が特別業務勘定に帰属することに伴う支出(150,000百万円)を除いている。

(出典) 本行作成

金融公庫の会計に関する省令」及び「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」にて、共通経費等の配賦原則を定めていた。なお、新JBICにおいては、一般業務勘定と特別業務勘定との間で、短期的な資金の融通が可能な仕組みになっている。これは特別業務勘定の資金繰り上、一般業務勘定から一時的に融通を受けることが効率的でありうるためである。ただし勘定を設けた趣旨に鑑みて融通はあくまで短期的なものに限られている。なお、このような資金融通は、一般業務勘定と駐留軍再編促進金融勘定の間には認められていない。

(イ) 金融機関特有の財務諸表

日本政策金融公庫には銀行法が適用にならないため、財務諸表の様式については、通常であれば、事業会社の様式が適用される。しかし日本政策金融公庫は金融機関であり、財務諸表も金融機関の様式が望ましいため、会計省令の別表で財務諸表の様式を定めていた。この財務諸表の様式は、新JBICにおいても引き継がれた。

(3) 新JBICの設立手続き

新JBICは新設された組織であったが、日本政策金融公庫の国際協力銀行の資産を承継するものであったため、その設立の方式には工夫が凝らされた。つまり、法令上、日本政策金融公庫が国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産を現物出資して新JBICを設立し、同時に、その新JBICの株式を政府に全額無償譲渡するという方式がとられた。

(4) 日本政策金融公庫との間の債券の連帯債務

日本政策金融公庫への統合時には、国際協力銀行(旧JBIC)時代に発行された債券についてJICAとの間での連帯債務が規定されたが、新JBIC設立にあたっては、同様に日本政策金融公庫時代に発行された債券(国内部門が発行した債券を含む)について、新JBICと(新JBIC分離後の)日本政策金融

公庫との間で連帯債務が規定された。これは債券保有者を保護する趣旨のものである。

(5) リスク管理手法の高度化

本行は日本政策金融公庫への統合以来、金融庁検査が法令上も根拠を持つものとなり(株式会社日本政策金融公庫法第60条、株式会社国際協力銀行法第40条で検査権限の一部が金融庁長官に委任されている)、その指摘も踏まえながらリスク管理手法を進化させてきた。個別の与信管理に加えて、2014年度からは市場暴落のようなストレス事象を念頭に、シナリオに基づき損失規模を評価するストレステストも導入した。加えて2017年度からは重要リスク事業(トップリスク)を定義し、当該事象の内容・着眼点を審議し、四半期ごとにモニタリングする体制も整えている。

(6) 一般業務勘定及び特別業務勘定の資本増強

日本政策金融公庫への統合後、リスクテイクをより積極化するという観点から、以下のとおり資本の増強が図られている(すべて産業投資特別会計投資勘定からの出資)。この結果、2019年3月末時点での資本金は1兆7,853億円になった。

図表2-60 一般業務勘定における資本増強の状況

年度	出資金(億円)	年度	出資金(億円)
2008	300	2014	310
2009	200	2015	—
2010	355	2016	1,420
2011	200	2017	822
2012	690	2018	201
2013	—		

(出典) 本行作成

(7) 国際財務報告基準(IFRS)による開示の開始

株式会社国際協力銀行法(新JBIC法)制定段階から、中国におけるパンダ債(中国国内で非居住者

が発行する人民元建て債券)の発行等を念頭に国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務報告の必要性が認識され、新JBICの第1期中期経営計画においても、IFRS導入に係る検討の実施が掲げられた。

2013年12月のIFRS財団の調査では、調査対象122カ国中101カ国(G20のうち14カ国)において、国内公開企業にIFRSが強制適用され、海外の国際金融機関等では、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、北欧投資銀行(NIB)など、欧州の主要金融機関が採用していた。また国内では、2013年6月に自由民主党が「IFRSへの対応についての提言」を公表。IFRS財団等への日本の影響力を確保するために、2016年末までに300社程度がIFRSを適用することを目標として、積極的に環境整備すべきだとの提言を行った。加えて、2013年6月に企業会計審議会(金融庁の諮問機関)が「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」を公表。これを踏まえ、2013年10月に、金融庁が関連法令の改正によりIFRS任意適用を容易化しており、世界的に見れば、IFRSは財務報告におけるデファクトスタンダードになる一方、日本はIFRSの任意適用の容易化を通じてIFRSの普及を促進している状況にあった。

かかる状況下、本行においても、

- ・日本基準の財務諸表が認められない市場における資金調達手段の拡大が図れる
- ・他機関等との比較容易化による新規債券発行における海外投資家層の拡大
- ・本行IR上、既存外債に係る海外投資家に対する説明の円滑化
- ・債務保証、今後行われるスワップ保証業務、途上国におけるローカル通貨の借入れ、無担保によるスワップ取引等、業務面で海外関係者にとって本行の信用力がデューデリジェンスの対象となり、IFRS財務諸表が必要となる場面に対応できる

といったメリットが認識され、IFRSに基づく財務

開示を行うことを決定、2014年度より実際の開示が開始された。

(8) ISDAの担保取引の開始

国際スワップ・デリバティブズ協会(ISDA)でデリバティブ取引に関する担保契約の雛型が定められたのは1995年だが、2008年のリーマンショックはカウンターパーティーリスクについての金融機関の意識を高め、本行でも取引相手から担保契約の締結を求められるようになっていた。

国際協力銀行法ではスワップ取引のようなデリバティブ取引は「附帯業務」と考えられているが、担保取引はデリバティブ取引にさらに付随する取引であり、また日本法上、その性質は金銭消費貸借契約と考えられていたために、日本政策金融公庫法及び新JBIC法での取り扱いが問題となった。最終的に担保取引もまた附帯業務と考えられることになった。

(9) 債権流動化

新JBICは資本市場育成の観点から、オートローン債権の流動化や、クレジットカード債権の流動化に取り組んできたが、2014年に本行自身が保有するオーストラリア・ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発プロジェクト向けの債権について債権流動化

図表2-61 本行における債権流動化案件一覧

年度	説明
2014	オーストラリア・ロイヒル鉄鉱山及び関連インフラ開発・操業事業向け貸付債権の流動化
2014	中東地域における電力関連インフラプロジェクト向け貸付債権の一部流動化(ローン・パーティシペーション)
2016	信託勘定を活用したアジアの電力インフラ事業向け貸付債権の一部流動化
2018	中東地域における電力関連インフラプロジェクト向け貸付債権の一部流動化(ローン・パーティシペーション)
2019	信託勘定を活用したアジアの電力インフラ事業向け貸付債権の一部流動化

(出典)本行作成

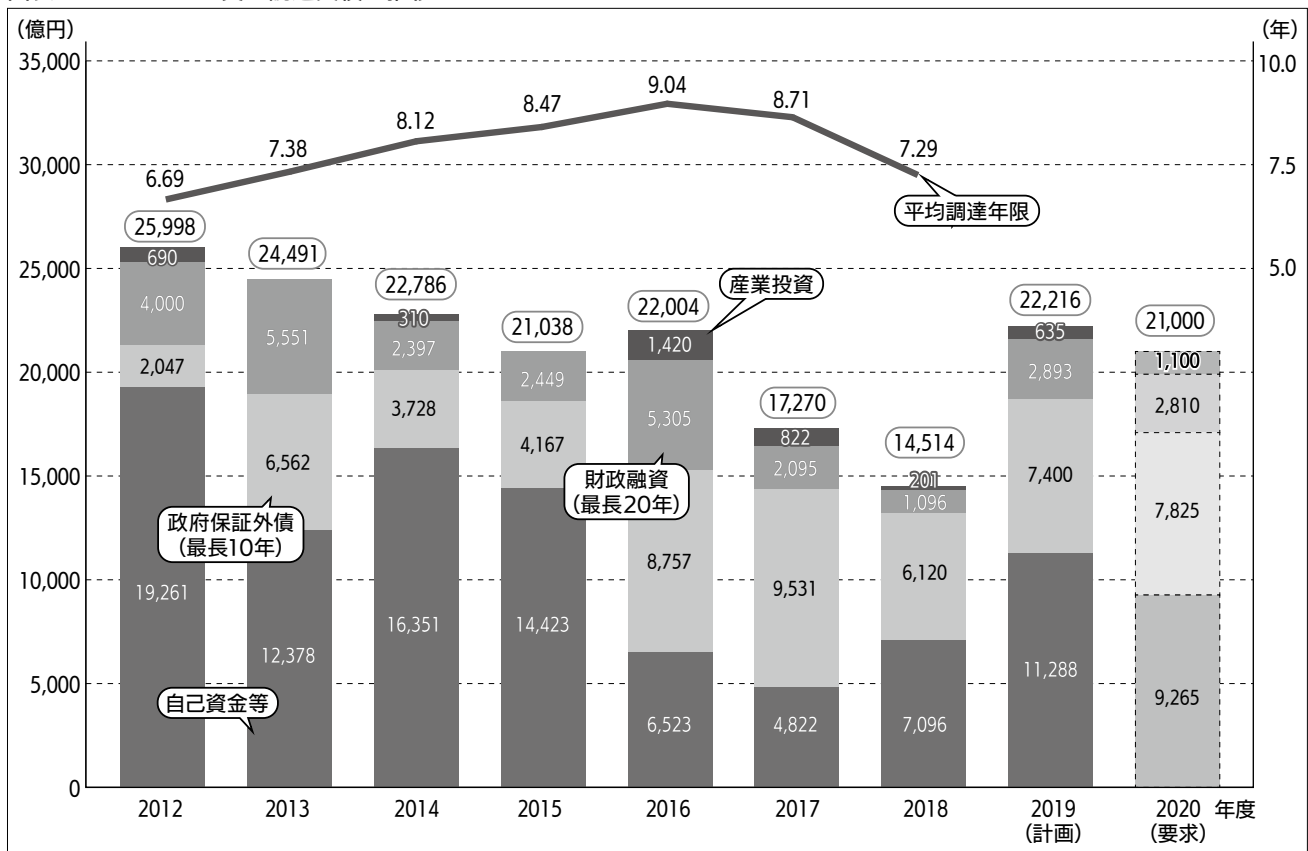
を行って以来、2019年7月末までに、図表2-61のとおり合計5件の流動化を実施し、流動化の形式も、真正譲渡、ローン・パーティシペーション³¹⁾、信託を利用したものなど複数にわたっている。

2 資金調達状況

財投機関債は、日本政策金融公庫時代には合計4回、新JBIC設立以後は合計3回発行されている。この時代の特徴は年限5年の債券が中心であったことで、また2017年には初めて年限3年の財投機関債の発行が認められた。

他方、政府保証外債は、日本政策金融公庫時代に9回、新JBIC設立後は2020年度末までに47回発行されている。特徴的な取り組みとしては、2013年のグローバルカナダドル債（5億カナダドル）、2014年のグローバルポンド債（4億2,500万ポンド）の発行が挙げられる。これらは、カナダ、英国で再生可能エネルギー案件等が予定されていたことによるものであった。また年限については、金融環境を反映して比較的短いものが多く出され、2009年に発行された日本政策金融公庫時代の第1次債は年限2年で、同時代には7年が最長で10年債は発行されなかった。新JBIC設立後は、5年物が主流になっている。

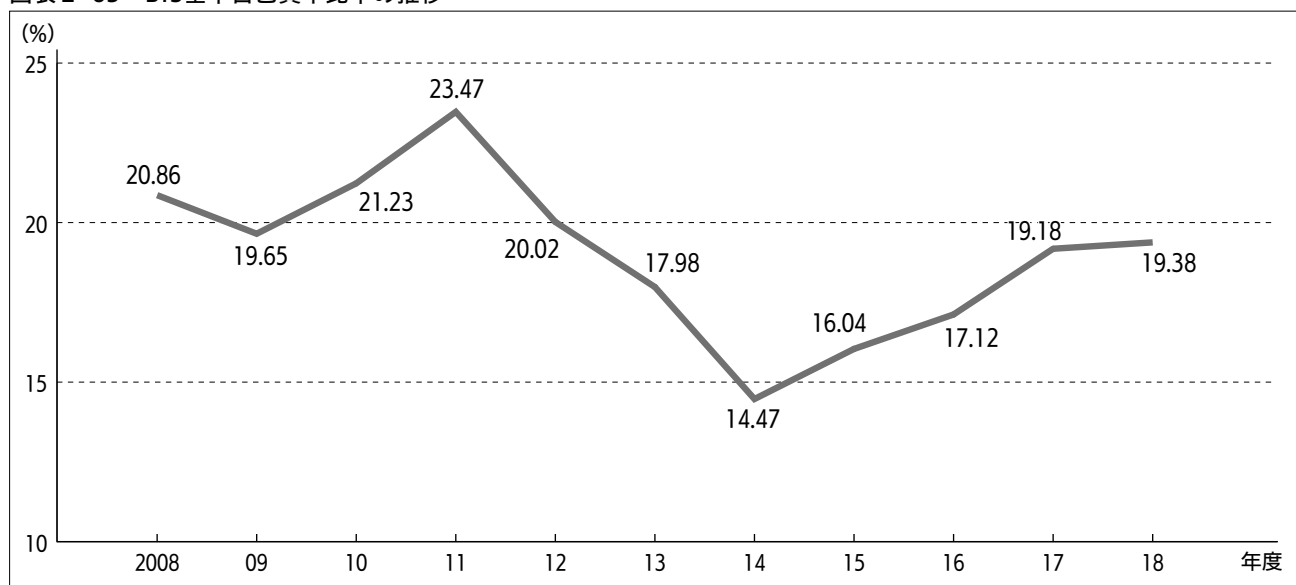
図表2-62 JBICの資金調達実績の推移



(注) 2019年度計算及び2020年度要求の政府保証外債には政府保証外国通貨長期借入金を含む。
 (出典) 財務省 財政制度等審議会 財政投融资分科会(2019年11月12日開催) 説明資料(本行作成)

31) 金融機関等からの貸出債権に係る権利義務関係を移転させずに、原貸出債権に係る経済的利益とリスクを原貸出債権の原債権者から参加者に移転させる契約。

図表 2-63 BIS基準自己資本比率の推移



(出典) 本行年次報告書

3 自己資本の推移

日本政策金融公庫以降の時代においても、本行の自己資本比率は20%前後の高い水準で推移してきた。2013年、2014年の大幅な負債残高の拡大に伴い、2014年には14%台まで落ち込んだものの、その後の出資金の受け入れもあり19%台に回復している。